

トピック

障がいのある方に、「思いやり運転を」!!



自転車を含め、車両の運転者は、障がいのある方が通行しているときは、一時停止又は徐行するなど、その通行を妨げてはならないことが定められています。(道路交通法第71条第2号)

特に、自転車は、ほとんど音がしないため、聴覚に頼ることが多い視覚に障がいのある方には気付きにくいものです。一時停止や徐行のみならず、一旦降車して通行するなど、思いやりのある行動をとりましょう。

特に、路上駐車は、車いすなどの通行の妨げになります。また、視覚障害者誘導用ブロック上に物を置くことは、視覚に障がいのある方の通行を妨げ、とても危険ですので、やめましょう。

視覚に障がいのある方の「白杖SOSシグナル」

白杖(はくじょう)とは、視覚に障がいのある方が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障害物などから安全を確保するために使用する杖です。白杖を頭上50cm程度垂直に上げているときは、視覚に障がいのある方が周囲にサポートを求めている合図です。

- その合図を見かけたら、
- ① 声をかけ、
 - ② 困っていることを聞き、
 - ③ サポートしましょう。



(一財)岐阜県交通安全協会 第7回 こあんちゃん交通安全クイズ

正解者の中から抽選で200名様に、1,000円分の図書カードをプレゼント!

第1問

12月の人身交通事故は、いわゆる「魔の時間帯」に多く発生しています。そこで問題…「魔の時間帯」とは、何時～何時の時間帯のことを言うのでしょうか?

- ① 午前6時～午前10時 ② 午後4時～午後8時 ③ 午後10時～午前2時

第2問

飲酒運転は犯罪です。法律では、運転者以外でも、飲酒運転を知りながら、運転者に対して行う行為(いわゆる「周辺者三罪」)も禁止されています。そこで問題…「周辺者三罪」のうち、間違いは、どれでしょうか?

- ① 車を貸すこと ② 酒類を提供すること ③ ハンドルキーパーの車に乗せてもらうこと

第3問

シートベルトは、全席着用が義務付けられており、また正しく着用することが大切です。そこで問題…シートベルトの正しい着用方法で、間違いは、どれでしょうか?

- ① ベルトがねじれていないか確認する ② 腰ベルトは、お腹に巻くようにしっかり締める ③ 肩ベルトは、肩の中心から胸の前を通す

【応募資格】 岐阜県内にお住まいの方

【応募方法】 郵便はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、下記宛先までご応募ください。当選の発表は発送をもって代えさせていただきます。

【宛先】 〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 一般財団法人岐阜県交通安全協会「交通安全クイズ係」

【締切】 平成30年12月21日(金) *当日消印有効

*ご応募を通じて収集した個人情報は、抽選・発送等当クイズ業務に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(TEL 058-272-8205)までご連絡ください。

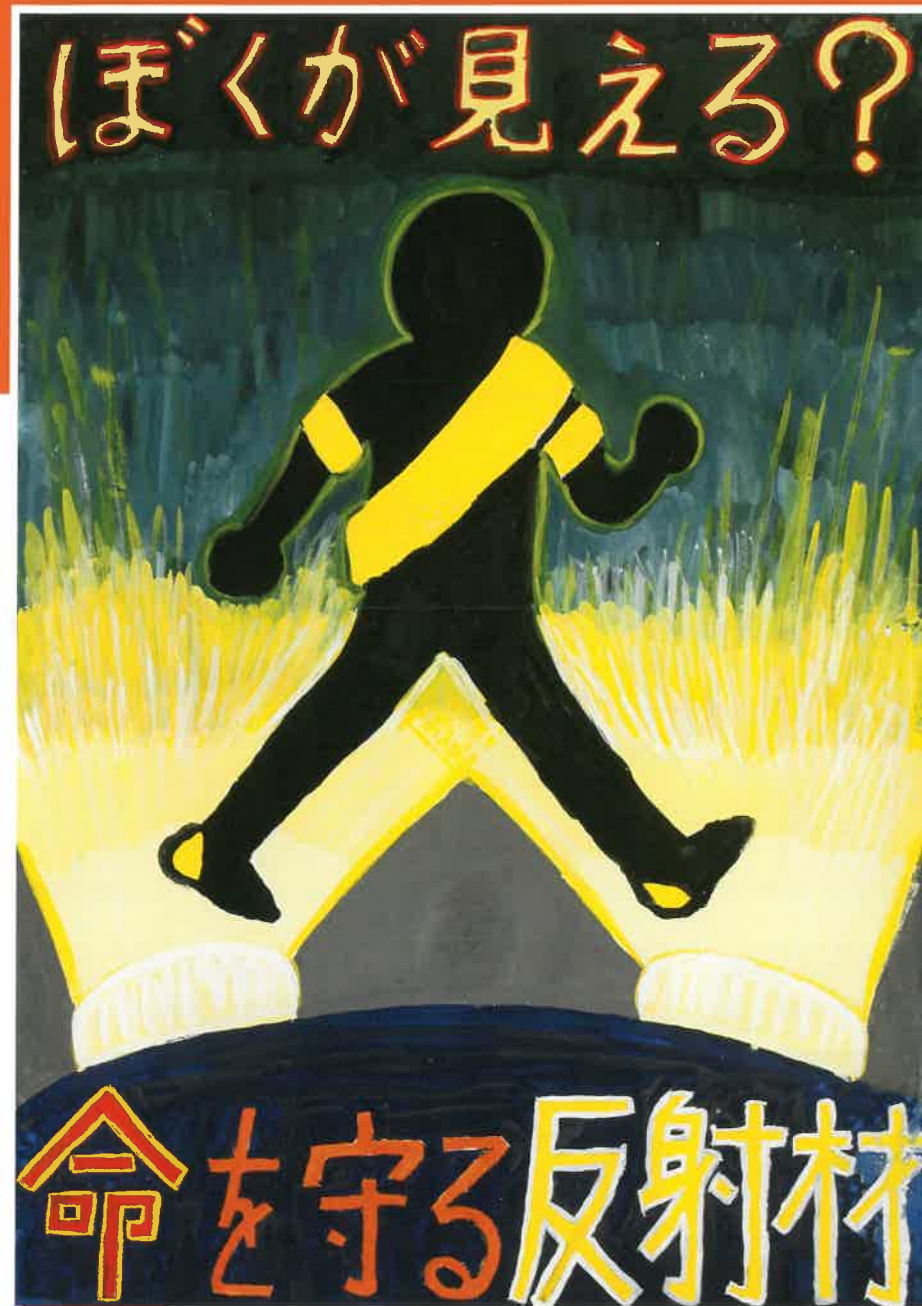
ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成29年度中：順不同、敬称略)

Dream Power 実行委員会/中濃消防組合交通安全青年部会/NPO法人ぎふ長良川走ろう会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/FOROURS/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)岐阜県自動車会議所/トヨタ部品岐阜共販(株)従業員一同/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/川島昌計/小幡雅彦/田中英次/その他匿名2名

*この他、(一社)岐阜県自家用自動車協会様から交通安全啓発物品のご寄附を頂いております。

平成30年 年末の交通安全県民運動

実施期間 12月11日(火)から12月20日(木)



スローガン

無事故で年末 笑顔で年始

交通事故のない 安全・安心な 「清流の国ぎふ」を目指そう!

12月は 人身交通事故の 3割強が 「魔の時間帯」 (午後4時から午後8時) に 集中!



魔の時間帯

平成29年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県教育委員会賞 池田町立八幡小学校6年生(受賞当時) 清水大輔さんの作品

運動の重点

- ★ 夕暮れ時と夜間(特に、「魔の時間帯(午後4時から午後8時)」)における交通事故防止
- ★ 飲酒運転の根絶
- ★ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL: 058-272-8205(直通)

平成30年 年末の交通安全県民運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

年末は、師走特有の慌ただしさに加え、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、特に夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』において、高齢者を中心に歩行者・自転車被害の交通事故が増加する傾向にあるほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念されます。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

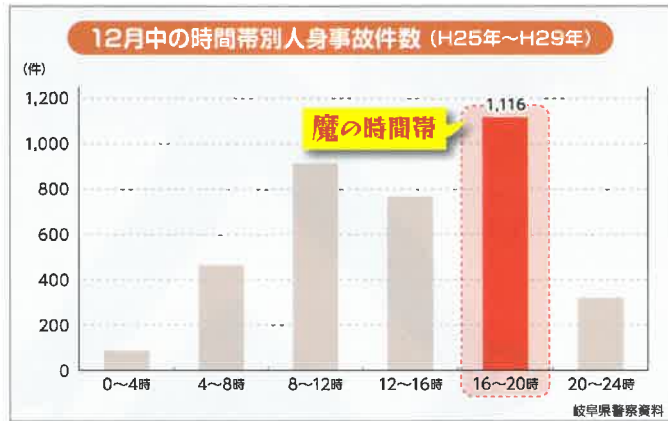
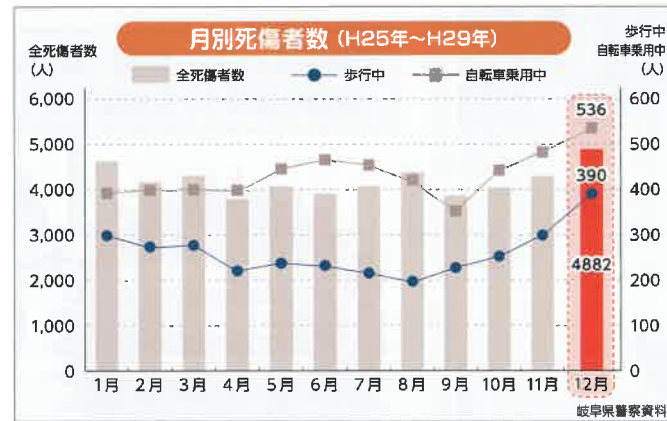


2 運動の重点に関する推進項目

1 夕暮れ時と夜間（特に、『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』）における交通事故防止

推進項目 1 『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』における交通事故防止の推進

12月は… ◎ 1年のうちで交通事故による死傷者が最も多い！ 特に歩行中・自転車乗用中の被害が増加！
◎ 交通事故の発生が『魔の時間帯』に集中！（3割強）



推進項目 2 トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーンとの同時啓発の推進



- ★車両(自転車を含む)は、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ★車・バイクのライトはハイビームが基本です。ハイビームは、視界が広がり交通事故を未然に防止できます。
- ★対向車や前車、歩行者・自転車がいる場合は幻惑させないよう、こまめにハイビームとロービームを切り替えるなど適切に使用しましょう。

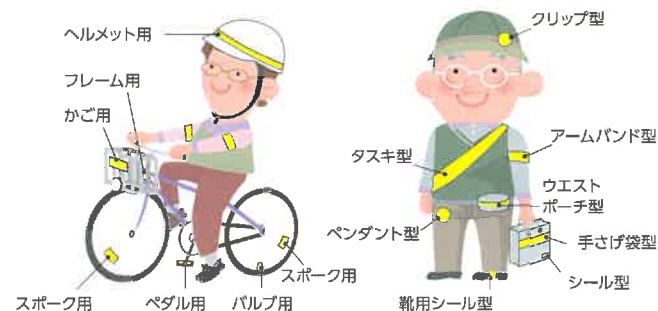
ライト点灯時間の目安(日没30分前)
12月中…午後4時ころ

推進項目 3 歩行者・自転車利用者の反射材用品着用の推進

夕暮れ時や夜間は、運転者に自分の存在を早く知らせるよう、明るい色の服装と反射材用品を着用しましょう。



反射材用品の種類



1 推進項目 4 自転車利用者に対する交通ルール遵守と交通マナー向上に向けた啓発の推進

- ★ 学校、地域、職場などで「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- ★ 自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

対象種類	事故の相手		自分		取扱先
	生命・身体	財産	生命・身体	生命・身体	
TSMマーク付帯保険	○	×	○	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	○	傷害保険各社



2 飲酒運転の根絶

推進項目 1 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は「悪質犯罪」! 3種類の責任を負います。

- ◎ 刑事上の責任: 懲役又は罰金
- ◎ 行政上の責任: 免許取消し(又は免許停止)
- ◎ 民事上の責任: 高額な賠償金

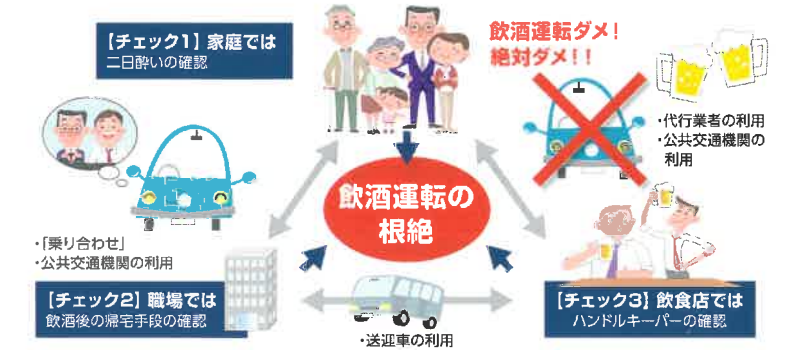
※ 運転者本人だけでなく、同乗者や車を貸した者、酒類を提供した者等も厳罰対象となります!

- 約束 1 お酒を飲んだら運転しない【しない】
- 約束 2 運転する人にはお酒を飲ませない【させない】
- 約束 3 お酒を飲んだ人には運転させない【許さない】

推進項目 2 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域社会全体で飲酒運転を

①しない ②させない ③許さない 環境づくり



3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進項目 1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト等着用義務の周知徹底

- ★ 道路交通法では、全席シートベルト着用と幼児(6歳未満)のチャイルドシート使用が義務付けられています。【道路交通法第71条の3】
- ★ 後部座席でもシートベルトを着用し、幼児にはチャイルドシートを使用しましょう。

推進項目 2 シートベルト等着用の必要性と効果に関する理解の促進

正しい着用方法



平成30年9月末の死亡事故におけるシートベルト非着用者は約4割!(28人中11人が非着用) 非着用者11人のうち8人の方(7割強)が着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

- ★ 車内で全身を強打する可能性
- ★ 車外に放り出される可能性
- ★ 前席の人が被害を受ける可能性

命を守るチャイルドシート

「抱っこ」では子供の命は守れません!

チャイルドシート着用推進シンボルマーク カチャピョン

